

二松学舎大学学術研究における行動規範

本学における学術研究は、建学の精神に則り、学芸文化の研究を通じて、世界文化に貢献するものとして行っている。

研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、社会の一員であり、社会に対し法的、道義的な責任を負う存在である。とりわけ、大学における学術研究は、一度その管理を過れば社会に対し深刻な被害を与えるおそれがある事象も扱っていることを、研究者は自覚しなければならない。

しかしながら、昨今では研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者及び研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害する結果をも生じさせている。

研究活動における捏造・改ざん・盗用等、また研究資金の不適正な使用は、大学の社会的信用を失墜させる結果となるため、研究者には不正の誹りを招くことのない姿勢が求められる。自由な発想に基づく自由な研究活動は、不正のない環境に約束される。

このため本学は、学術研究における行動規範を定め、構成員一人ひとりがこれを実践するものとする。なお、構成員とは本学の研究者、事務職員及びその他公的研究費の使用に関係する者をいう。

1. 構成員は、公的研究費の使用に当たって、当該費用の配分機関が定める各種規則、本学が定める規程等及びその他関係する法令等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとする。
2. 研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないことはもとより、疑いを招く行動には加担しない。
3. 研究者は、公的研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
4. 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとらない。
5. 研究者は、論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務の遵守に厳密な注意を払わなくてはならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努めなければならない。
6. 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、研究者の効率的な研究遂行を支援する事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
7. 構成員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対して深刻な影響を及ぼし、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める不正防止計画をふまえて行動する。

2022年2月16日

二松学舎大学